

こんなお悩み、ありませんか？



だんだん年をとって足腰がきかなくなってきたけど、近くに頼れる親戚がいない！ 預金の引き出しや介護施設への支払いなど... どうしたらいいんだろう??

認知症になって、悪徳商法に騙されて子どもに迷惑をかけないか、心配... なにか事前に対策できる??

私が死んだ後、子ども達が遺産をめぐるケンカしそう... どうしたらいい?? などなど

お悩み、スッキリ解決します！
弁護士にご相談ください。



私たち東京南部法律事務所は、地域のみならずに支えられ、地元大田区で45年以上にわたり数多くのご相談に関わってきました。

キャリアも得意分野も異なる弁護士 17 名(男性 13 名、女性 4 名)が所属しており、上記のようなお悩みを含む様々なお悩み、ご要望に対応しています。



まずは、お気軽にお電話ください。



東京南部法律事務所

☎ 03-3736-1141

代表弁護士 坂井興一(東京弁護士会所属)

営業時間のご案内

平日 午前10時～午後7時まで

土曜日 午前10時～午後5時まで

※土曜日は休業の場合もございます。

法律相談のご案内

相談時間 30分～1時間程度

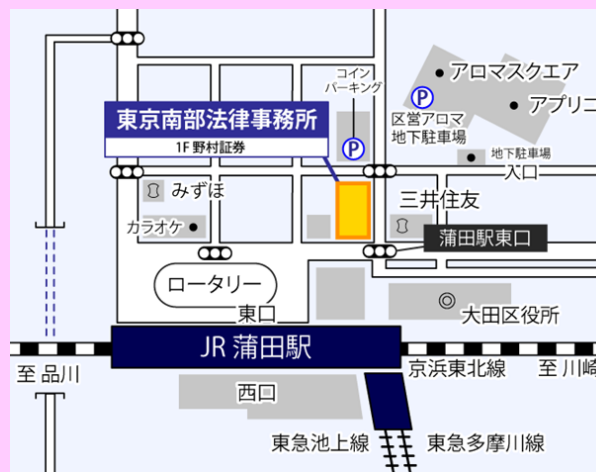
相談料 30分ごとに5,000円(別途消費税)

法律相談は予約制になっております。事前にお電話でご予約ください。

※上記営業時間以外または出張相談をご希望の方は、ご予約の際にご相談ください。

※事務所内はバリアフリーですので、車イスも大丈夫です。

※近くに駐車場があります(↓地図参照)。



JR 蒲田駅東口 徒歩1分

東京南部法律事務所

〒144-8570

東京都大田区蒲田5丁目15番8号 蒲田月村ビル4階

電話番号: 03-3736-1141

FAX 番号: 03-3734-1584



<https://www.facebook.com/tokyonanbulaw>

東京南部法律事務所

ご高齢者のみなさんの
くらしを専門家が
サポートします！



これまでがんばってきた人生の先輩のみなさんが、安心しておだやかに暮らせるように、地元の弁護士が心をこめてバックアップします。

☎03-3736-1141

こんなお悩み、ありませんか？ 弁護士にご相談ください!!

身体が不自由になる前に…



お近くに信頼できる親戚がない場合、身体が不自由になると、預貯金をおろしたり、介護施設の費用を支払ったりなど財産管理することが困難になります。そんな時、弁護士が、あなたに代わって、財産の管理をすることができます（見守り契約、財産管理委任契約）。

認知症になる前に…



認知症になったまま気づかれず、あなたの大事な財産が無駄になってしまつては大変です。

あらかじめ、あなたに代わって財産を管理する後見人を選任しておくことができます（任意後見契約）。弁護士を後見人として選任することもできます。そうしておけば、認知症になったとしても、スムーズに後見人があなたの財産を管理することができます。

認知症かもしれないと思ったら…



認知症の進行は人それぞれです。弁護士が進行状況とあなたにとっての必要性を確認し、後見、保佐、補助など適切な法的対応を提案し、ご相談の上、申立手を代理します。

お亡くなりになる前に…



あなたがあなたの財産をどうしたいのかについて、きちんと気持ちを残しておくことで、残されたご家族のトラブルは軽減できます。

特に、おひとり様の方、お子さんがいない夫婦の方、お子さんどうしの仲がよくない方には、遺言書の作成をおすすめします。

あなたのお気持ちをお聞きした上で、最適の遺言書の内容、方法についてアドバイスします。

人は誰でも年をとります。年をとれば、いつかは、身体は弱るし、判断力にもぶります。いつか来るその時に備えて、困らないように、今からできる準備をしましょう。

悪徳商法にひっかかったら…



あせらずに、すぐにご相談ください。契約内容を確認して、取消権行使など最適な対応をします。

そして、再発防止の観点で、財産管理契約や成年後見申立などあなたにあった法的対応をアドバイスします。

私たち、東京南部法律事務所は、ご高齢者のみなさんのお悩み、ご不安が解消されるように、全力でサポートいたします。

ご本人はもちろん、高齢者・障がい者の方のご家族や福祉業務に従事している方、自治体の方からのご相談も承っております。お気軽にご相談ください。

法律相談のご案内

相談時間 30分～1時間程度

相談料 30分ごとに5,000円（別途消費税）

※法律相談は予約制になっております。

事前にお電話でご予約ください。

東京南部法律事務所

☎ 03-3736-1141

